

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

に関する条例の施行に関する規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程に基づいて提出された書類とみなす。

目 次 ページ

告 示

○北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程……………（議会事務局総務課）	1
--	---

告 示

北海道議会告示第1号

令和5年北海道議会告示第2号（北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

北海道議会議長 富 原 亮

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和5年北海道議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第7条第8項第1号及び第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

別記第20号様式中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道議会の保有する個人情報の保護